



三重県公報

平成29年7月7日(金)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
47	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(農 地 調 整 課)	3
48	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	4
49	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(雇 用 対 策 課)	6
50	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例	(税 務 企 画 課)	8
51	三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例	(雇 用 対 策 課)	9
52	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	10
	規 則		
60	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	(税 務 企 画 課)	12

公布された条例のあらまし

- ◎ **三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 47 号）**
 - 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

- ◎ **三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 48 号）**
 - 1 雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法等の一部改正に鑑み、失業者の退職手当についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部平成 30 年 1 月 1 日）から施行することとしました。

- ◎ **三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 49 号）**
 - 1 若者の技能検定の受検料の減免に係る国の支援制度の創設に鑑み、手数料についての規定を整備するとともに、職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、手数料についての規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、平成 29 年 10 月 1 日及び同年 11 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ **三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 50 号）**
 - 1 山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令による半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正等に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

- ◎ **三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例（条例第 51 号）**
 - 1 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律による職業能力開発促進法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

- ◎ **公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 52 号）**
 - 1 雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法等の一部改正に鑑み、失業者の退職手当についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部平成 30 年 1 月 1 日）から施行することとしました。

条 例

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年七月七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十七号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第七号の項中「四日市市、伊勢市、亀山市、志摩市及び多気町」を「伊勢市及び志摩市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第八項第五号の改正規定及び附則第三項の規定は平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三重県職員退職手当支給条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第十条第七項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第三十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した三重県職員退職手当支給条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて三重県職員退職手当支給条例第十条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十条第八項（第五号に係る部分に限り、三重県職員退職手当支給条例第十条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年七月七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十九号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第四を次のように改める。

別表第四（職業能力開発促進法施行令第二条第一号の規定に基づく技能検定試験手数料のうち実技試験を行う場合）

- 一 特級、一級、二級（次号に規定する者を除く。）、三級（次号から第四号までに規定する者を除く。）、基礎一級、基礎二級及び単一等級

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	一万七千九百円

- 二 二級（当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者（以下この表において「在留資格者」という。）を除く。）に限る。）及び三級（当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の者（第四号に規定する者及び在留資格者を除く。）に限る。）

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	八千九百円

- 三 三級（在校生（次号に規定する者を除く。）に限る。）

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	一万千九百円

- 四 三級（当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の在校生（在留資格者を除く。）に限る。）

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	二千九百円

備考 在校生とは、次に掲げる者のいずれかに該当するものをいう。

- 一 職業能力開発促進法第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（短期課程の普通職業訓練並びに専門短期課程及び応用短期課程の高度職業訓練（以下この表において「短期課程訓練」という。）を除く。）を受けている者、同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（短期課程訓練を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）又は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練（短期課程訓練を除く。）を受けている者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同

法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者

三 その他知事が認める者

第二条 三重県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第四の一の表中「基礎一級、基礎二級」を「基礎級」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十九年十月一日から、第二条の規定は同年十一月一日から施行する。

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年七月七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十号

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例

(三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

第一条 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例(昭和六十一年三重県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

(三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

第二条 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例(平成二年三重県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第二条第一号イ中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

(三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

第三条 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例(平成五年三重県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日以後に新設され、又は増設された施設又は設備について適用する。

3 第二条の規定による改正後の三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同年三月三十一日以前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

4 第三条の規定による改正後の三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用する。

三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年七月七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十一号

三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例

三重県立職業能力開発施設条例（昭和三十九年三重県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の六」を「第十五条の七」に改める。

第四条第二項中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第八項第五号の改正規定（「公立職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の」に改める部分に限る。）及び附則第三項の規定は平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第十条第七項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第二十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した公立学校職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて公立学校職員の退職手当に関する条例第十条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十条第八項（第五号に係る部分に限り、公立学校職員の退職手当に関する条例第十条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

規 則

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年七月七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第六十号

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則(昭和六十一年三重県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「電気供給業」を「電気供給業(電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下同じ。)」に改め、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

(三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例施行規則(平成二年三重県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「電気供給業」を「電気供給業(電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下同じ。)」に、「離島地区」を「離島地区」に改め、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

(三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則(平成五年三重県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「電気供給業」を「電気供給業(電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下同じ。)」に改め、同条第三項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

(三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則(平成二十七年三重県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「電気供給業」の下に「(電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下同じ。」を加え、同条第二項中「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に改める。

第二号様式中

金 得 所	年 万円以下の 金額 ①	円	円	円	円 (ホー)
			100	円	
	年 万円を超え 年 万円以下の 金額 ②	円	円	円	円 (トーチ)
			100	円	
	年 万円を超え る金額 ③	円	円	円	円 (リーヌ)
			100	円	

額	計					(ホ+ト+リ)	(ルーオ)
	① + ② + ③					ル	ヨ
額	軽減税率				$\frac{100}{100}$	ワ	(ワーカ)
	不適用法人の金額					カ	タ
既に軽減の確定した当期分の税額				レ	円		
この申請により軽減を受けようとする税額 (ヨ又はタ) - レ				円			

せ

」

所	年 万円以下の金額	円		円	$\frac{100}{100}$	円	(トーチ)
	①				ト		
得	年 万円を超え 年 万円以下の金額				$\frac{100}{100}$	チ	(リーヌ)
	②				リ		
金	年 万円を超える金額				$\frac{100}{100}$	ヌ	(ルーヲ)
	③				ル		
額	計					(ト+リ+ル)	(ワーカ)
	① + ② + ③					ワ	レ
額	軽減税率				$\frac{100}{100}$	カ	(ヨータ)
	不適用法人の金額					タ	ソ
既に軽減の確定した当期分の税額				ツ	円		
この申請により軽減を受けようとする税額 (レ又はソ) - ツ				円			

じ

」

改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第一条の規定による改正後の三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の規定は、平成二十九年四月一日以後に新設され、又は増設された施設又は設備について適用し、同年三月三十一日以前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

- 3 第二条の規定による改正後の三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の規定は、平成二十九年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同年三月三十一日以前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 4 第三条の規定による改正後の三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の規定は、平成二十九年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同年三月三十一日以前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 5 第四条の規定による改正後の三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の規定は、平成二十九年四月一日以後に新設され、又は増設された施設について適用し、同年三月三十一日以前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行前に、この規則による改正前の三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
